

〔□〕 行政不服審査

1 基準法第94条

(条文) この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分、又はこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和37年法律第百六十号)第2条第2項に規定する不作為をいう。第97条の2第5項において同じ)についての審査請求は当該市町村、又は都道府県の建築審査会に対してするものとする。

2 審査請求書の記載事項

行政不服審査法第15条

(条文) 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 審査請求に係る処分
- 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 審査請求の趣旨及び理由
- 処分庁の教示の有無及びその内容
- 審査請求の年月日

3 審査請求から裁決までのルート

